

壱岐市農業委員会定例会（令和4年6月）

議 事 録

1. 開催日時 令和4年6月27日（月） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 …… 事務局長補佐 …… 係長 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ……委員 ・番 ……委員
 - 第2. 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第30号 非農地証明願について
 - 議案第31号 違反転用について
 - 議案第32号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第33号 令和4年度農用地利用集積計画の承認について（第2回）
7. 報告事項 農地転用許可不要案件届出書について
8. その他

事務局

皆さん改めましてお早うございます。

ご案内の時間となりましたので、只今より令和4年6月の農業委員会の総会を開催致します。

…委員さんは、一寸遅れるとの連絡がっております。

今、現在の出席委員は18名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、早速、これより、議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番 ……委員、…番 ……委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件共贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くこととなります。

11番 土地の所在

郷ノ浦町木田触 字椿田	・・・	地目	田	面積	644㎡
郷ノ浦町里触 字株郎瀬	・・・	地目	田	面積	1,219㎡
同じく	・・・	地目	畑	面積	1,052㎡
同じく	・・・	地目	畑	面積	1,379㎡
同じく	・・・	地目	田	面積	496㎡
同じく	・・・	地目	田	面積	197㎡
同じく	・・・	地目	田	面積	348㎡

田が5筆で2,904㎡、畑が2筆で2,431㎡、計7筆で5,335㎡

譲渡人、・・・

譲受人、・・・

経営地は、田が2,904㎡、畑が2,431㎡、計 5,335㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住のため、管理できないので、義弟に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に大豆の作付けです。農機具は、トラクター、草刈り機、軽トラを所有されてあります。

農作業暦は5年です。

通作距離は12Km程ですが、奥さんの実家が里触・・・番地・にありますので農機具等は、ここに格納されてあります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。
「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで荒れていた農地に大豆を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 おはようございます。担当の・・・です。只今、事務局から説明のあった通りでございます。福岡の・・・さんについては、姉さんだそうございまして、家はもう空き家になっておりますので、地元の義理の弟になりますが、・・・さんの妹さんの方の・・・さんに譲渡するという事になって管理もトラクターも全部あそこにありますので、何ら支障はないという風に考えております。皆さん方のご審議をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第28号11番は決定いたします。

続きまして、12番の説明を求めます。

事務局 はい、12番 土地の所在

芦辺町諸吉本村触 字戀田 ・・・・ 地目 田 面積 172㎡

譲渡人、・・・

譲受人、・・・

経営地は、田が8,523㎡、畑が4,110㎡、計12,633㎡です。

申請理由

譲渡人 現に耕作をしている譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し、引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、管理機、草刈り機、軽トラを所有してあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人38年です。

通作距離は、100m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま
す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、現に水稻、飼料を作付けてありますので、周
辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満
たしていると考えます。

6月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っておりま
す。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、担当の・・・です。皆さんお早うございます。

今、事務局から説明のあった通りでございます。

申請地は、圃場整備の際に譲受人の・・・さんの農地と一緒に1枚ものになっ
ておりまして、今まで、・・・さんが、水稻・飼料を耕作されておりました。

これからも同様に耕作していくという事でありました。

何ら問題はないと思っておりますので、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんで
しょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第2
8号12番は決定いたします。

続きまして、13番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。13番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触 字深谷・・・・・・ 地目 畑 面積 1,828㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が5,851㎡、畑が1,287㎡、計7,138㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住のため、管理ができないので、譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付け及び野
菜の栽培です。

農機具はトラクター、コンバイン、軽トラを所有してあります。田植えは委
託されてあります。農作業暦は本人、妻共に42年、子12です。

通作距離は、800m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6月21日に・・・委員さん、譲受人、立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番　・・・委員。

・・・委員

皆さんお早うございます。担当の・・・です。先程、事務局の言われました通り6月21日の2時半過ぎから譲受人の・・・・さん立ち会いの下、現地確認を行いました。・・・・さんに親類か何かですかと聞きました所、親類以上の付き合いをしている。昔から家族ぐるみで付き合いをされておられるそうです。譲渡人のお父さんが、最近亡くなられて、・・・・さんと言われる方が後を受けられております。長男であるが自分が60過ぎまで帰って来られないという事で、親類以上の付き合いをされておりました・・・・さんに贈与するという事ではありますが、本人は牛を飼っておりませんが、飼料作物を作って畜産農家に供給するという事であります。皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第28号13番は決定いたします。

続きまして、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、3頁をお願いします。議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

12番　土地の所在

芦辺町箱崎諸津触　字白歯雪　・・・・　地目　田　面積　578㎡

転用目的　公園整備

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由　申請地の上側の自己所有地に、・・・・公園を整備しているが、公園を拡張するため申請地を購入し、桜の植樹と遊歩道を整備したい。というものです。権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和4年4月15日に完了を致しており

ます。

農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。農用地区域除外時に（1月19日）・・・委員さんと譲受人の甥御さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい、令和4年1月25日の農振除外の際に説明は致しましたので、今回6月24日に・・・さんは90歳以上と高齢でございますので、長男の奥さん・・・さんが電話に出られて確認致しました所、間違いはないという事でございます。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第29号12番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第30号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願い致します。議案第30号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

3番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触 字深谷・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 農業用施設
面積 1, 135㎡

転用目的 農業用施設

申請人、・・・・・・

申請理由 願いで地は、平成11年頃に父が農業用倉庫を建築し、現在に至っている。というものです。位置図、写真は8頁から9頁です。

この農地は現在、分筆されておりますが、以前は2頁の農地と一帯になっておりました。分筆前の全体を農地法第3条の許可で名義変更が出来ないかと相談がありましたが、一部農業用施設が建築してありましたので、農地部分と建物が建っている部分を分筆してもらっております。

6月21日に・・・委員さんと譲り受けを希望されてあります・・・・さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・委員 はい、今、事務局の報告の通り・・・さんの立ち会いの下、現地確認を行いました。以上です。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？
【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第30号3番は決定致します。

続きまして、議案第31号「違反転用について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、10頁をお願い致します。議案第31号「違反転用について」、農地法第4条第1項の違反転用につき、審議のうえ意見を付して報告の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町湯岳本村触 字目細 ・・・・の一部 地目 畑 面積 2,049㎡のうち411㎡

芦辺町湯岳本村触 字辻米 ・・・・ 台帳地目 田 現況地目 畑 面積 316㎡

計 2筆で727㎡

転用目的 植林

違反転用者、・・・・・・・・・・

内容 令和4年3月に、転用許可を受けずに杉の苗130本を植樹したものであるというものです。

詳しく申し上げますと農地に杉の苗木を植えてあるという事で農業委員会事務局に連絡がありました。5月12日に・・委員さんと所有者、立ち会いの下に現地確認を行っております。

転用地は・・さんの家の近くで、以前は水稻を作付けてあったようですが、水源である溜池が枯渇したために、水稻栽培をやめて比較的管理がしやすいサカキを植えるように計画されたそうですが、サカキの育成には適度な陰地が必要のために3月に発育の良い杉130本を植えたという事であります。

このことを5月24日に農業委員会事務局から県に違反転用連絡票で報告をしましたが、県より5月30日に長崎県農地転用事務指針の「簡易手続き相当の違反案件基準」に該当しないという事で農業委員会総会に報告して、追認相当か否かの決定をして県へ報告するように指示がきております。

・・さんは、違反歴は無く当初から申請していれば許可相当と見込まれるため、顛末書を提出させ、新たに農業振興地域内農用地区域の除外申請及び農地法第4条の申請をさせることが妥当と判断する。との農業委員会の意見を付すため、本総会のご審議をお願いするものであります。

・・さんには、6月6日付けで原状回復を行う旨の勧告書を送付しましたが、本人より今回、植樹を行った箇所を農地に戻すことは、作業面、金銭面において大きな負担となります。また、サカキの収穫が遅れる事になりますので、原状回復をご容赦願ひまして、農地法に基づく許可申請の手続きに進めるように

という顛末書の提出が出ております。

位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・です。今朝は遅くなりまして、申し訳ありませんでした。

事務局と一緒に5月12日に現地確認を致しました。

内容につきましては、今、事務局から説明があった通りでございます。

植樹について、・さんは農地法の許可が必要だとは思っていなかったようでした。

また、反省をしております。この案件につきましては、追認許可相当としてやむを得ないものと思っておりますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第31号1番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第32号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、14頁をお願いします。

議案第32号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

6番 土地の所在、

勝本町西戸触 字西戸川 ・・・・の一部 地目 畑 面積 1,788㎡のうち494㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・

申請理由、申請地を買い受けて、居宅を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は15頁から17頁です。

6月21日に・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。担当の・・です。
事務局の説明の通りに6月21日に・・さんと立ち会いました。
今、市営住宅に住んでおられますが、子供も大きくなられて狭くなったという事で、申請地に持ち家を建築したいという事でございます。
東側の農地とは十分距離をおいて建築される計画であります。
また、合併浄化槽も設置されるという事でもありますので、何ら問題はなかろうかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32号6番は意見を付して回答致します。
続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 はい、7番 土地の所在、
勝本町本宮西触 字堀 ・・・・ 地目 畑 面積 92㎡
除外目的、住宅用地
申請人、・・・・・・・・・・
申請理由、自己所有の申請地に、住宅を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は18頁から20頁です。
6月21日に・・委員さんと申請人の息子さん立ち会いの下、現地確認を行っております。
以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。
・・委員 議長。
議長 はい、・番 ・・委員。
・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。
事務局の説明の通りに6月21日に息子さんと現地確認を行いました。
・・さんは、3世代でお住まいであります。孫の成長に伴い手狭となったので、自己所有地に隠居を新築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事があります。

議長 合併浄化槽も設置される予定で、平家建てであり周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。
議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第32号7番は意見を付して回答致します。
続きまして、議案第33号「令和4年度 農用地利用集積計画の承認について（第2回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、21頁をお願いします。
議案第33号 「令和4年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年

度2回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。

今回、利用権設定の件数は34件、借手が29人、貸手が29人です。

田が64筆で60,263㎡、畑が12筆で19,977㎡、合計が76筆で80,240㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、22頁～24頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第33号も決定致します。

続きまして、報告事項 「農地転用許可不要案件届出書について」事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、25頁をお願いします。

報告事項、「農地転用許可不要案件届出書について」、農地転用許可不要案件届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。

2番、土地の所在

芦辺町箱崎釘ノ尾触 字郷ノ川の一部 地目 田

面積 162㎡のうち4㎡

申請人

申請理由 携帯無線電話サービスエリア拡張に伴う、無線機局新設のため。ということですが。

工期が受理日～令和4年8月31日まで

施工業者が

位置図、写真は26頁～27頁です。

続きまして3番、土地の所在

芦辺町箱崎江角触 字貝畑の一部 地目 畑

面積 2,764㎡のうち4㎡

申請人、申請理由につきましては、2番と同様であります。

位置図、写真は28頁～29頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①7月の定例会の日程 令和4年7月25日(月)

石田庁舎 第4会議室 9時～

②農地利用状況調査の説明会を6月28日(火) 老岐の島ホール18時30～

6月29日（水）那賀事務所 18時30～

行うようにしていますが、今年度も調査をされている農業委員さん方だけに、ご案内を致しておりますが、この定例会後に説明を行って良いとのご了解を得ておりますので、終了後よろしくお願ひ致します。

③令和4年度「ながさき農業委員会1・1・1運動」実施要領の配付を致しております。5月定例会時に壱岐市農業委員会の目標数の説明を致しましたが、その取り組みの要領が詳しく載っておりますので、後もってご一読願ひます。

④最適化活動の1ヶ月の計画表及び活動記録簿の記入例について

⑤活動記録簿を記入されて提出をお願いします。

⑥いき農林水産だより第35号の配布。

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思ひますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。